

令和2年5月5日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

緊急事態宣言の期間延長に伴う保育所等の利用について

現在、本市からの「緊急事態宣言による保育所等の利用について(お願い):4月16日付」に基づき、保育所等への受け入れ対象家庭の制限を要請させていただいているところです。

保護者の皆様には、大変なご負担をおかけいたしておりますが、多大なるご協力により保育規模の縮小が図られ、保育所等における新型コロナウイルス感染リスクの低減につながっております。心より感謝申し上げます。

さて、このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づき、福岡県も対象地域に含め、緊急事態宣言が延長されました。

これを受け、5月31日(日)まで、受け入れ対象家庭の制限の要請を延長いたします。

【参考:現在の要請の内容】

どの業種・家庭についても、可能な限り、休暇を取得したり、親族等の協力を得たりして、延長・夜間等も含め施設の利用を控えてください。以下の通り、お預かりする対象となる家庭を制限します。

- (1) 両親ともに次の職種のいずれかに該当する家庭
 - ・医療従事者
 - ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者
- (2) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭(他の親族等にも依頼できない場合)に限り受け入れる。

【お問い合わせ先】

子ども家庭局 保育所等 (保育課 582-2412)
放課後児童クラブ(子育て支援課 582-2410)
幼稚園・認定こども園(幼稚園・こども園課 582-2550)